

社会人の方必見

令和4年度 看護学科・歯科衛生学科・栄養学科・こども学科 入学生対象

厚生労働大臣
指定

専門実践教育訓練給付金のご案内

本学看護学科・歯科衛生学科・栄養学科・こども学科は、教育訓練給付金制度(厚生労働省)における、「専門実践教育訓練指定講座」に認定されています。一定の条件を満たした対象者は、支払った経費の一部が支給される給付金制度を利用できます。

専門実践教育訓練給付金

一定の条件を満たす雇用保険の一般被保険者(在職者)、または一般被保険者であった方(離職者)が、本学の看護学科・歯科衛生学科・栄養学科・こども学科を修了した場合、教育訓練施設(本学)に支払った教育訓練経費の一定割合額(上限あり)がハローワークから支給されます。

看護学科・歯科衛生学科(3年課程)の場合

3年間で
最大120万円 支給

+
受講後に資格等を取得し、
1年以内に就職した方には
最大48万円 支給

《給付金支給例》

1年次 40万円	→	2年次 40万円	→	3年次 40万円	→	就職後 48万円
--------------------	---	--------------------	---	--------------------	---	--------------------

※学納金の納付方法により支給額が変わることがあります。

最大で合計168万円支給されます

栄養学科・こども学科(2年課程)の場合

2年間で
最大80万円 支給

+
受講後に資格等を取得し、
1年以内に就職した方には
最大32万円 支給

《給付金支給例》

1年次 40万円	→	2年次 40万円	→	就職後 32万円
--------------------	---	--------------------	---	--------------------

※学納金の納付方法により支給額が変わることがあります。

最大で合計112万円支給されます

教育訓練支援給付金

上記の専門実践教育訓練給付金を受けられる方のうち、一定の要件を満たした方が失業状態にある場合に、訓練受講をさらに支援するため、雇用保険の基本手当の80%に相当する額がハローワークから支給されます。

雇用保険 基本手当 日額の**80%** 支給



教育訓練日数

《給付金支給例》 例／28歳・勤続年数6年 月収25万円の方の場合 ※令和3年7月1日現在

3年課程の学科(看護学科・歯科衛生学科) **最大3年間支給**

2年課程の学科(栄養学科・こども学科) **最大2年間支給**

教育訓練支援給付金

日額 **4,435円**



教育訓練日数

※欠席日数分は支給額から差し引かれます。また、出席率が開講日数の80%を下回った場合、支給打ち切りとなる場合があります。

給付金支給までの流れ

ハローワーク

- 受給資格の確認
- キャリアコンサルティングの依頼

本学の入学試験に合格



ハローワーク

- 必要書類の提出
(受講開始の1ヵ月前まで)

受講開始

- ハローワークより
給付金の支給開始
(本学入学後、6ヵ月ごとに申請)

卒業・就職

- ハローワークより
専門実践教育訓練
給付金追加給付

給付を受けるためには、事前にハローワークにて手続きが必要です。また、支給額は年齢・勤続年数・収入によって異なります。ご自身の支給額等詳細についてはハローワークへお問い合わせください。

社会人選抜について

本学では、8学科(観光ビジネス学科を除く)で社会人選抜を実施しております。

キャリアアップを目指す社会人の方向けに、**就業経験が有る方と就業経験が無い方を対象とした2つの枠**を設けています。

詳細は、入学試験要項または右記QRコードよりご確認ください。

QRコードの商標は、(株)デンソーウエーブの登録商標です。

